

建築士 やまなし

No.80

— ARCHITECTURE YAMANASHI —

MOP
2040
PROJECT
STEP4

MAP2040 プロジェクト ステップ4

ウィズコロナの時代、山梨は何をすればよいのか

“2040年の君たちへ”

特集 2040プロジェクト

ぶどう
緑化

による甲府市中心街活性化計画

連載第1回目

「STEP4」

魅力的な盆地へ

ステップ2

山梨建築設計4団体 2040プロジェクト実行委員会
山梨県建築設計協会 山梨県建築士事務所協会
山梨県建築士会 日本建築学会山梨支所
協賛：仲田育成事業財団

甲府盆地を
世界一美しく魅力的な盆地へ

2040プロジェクト・ステップ1

山梨建築設計4団体 2040プロジェクト実行委員会
山梨県建築設計協会 山梨県建築士事務所協会
山梨県建築士会 日本建築学会山梨支所

●目次●

令和3年度 通常総会議事録	2
第4回 山梨県建築士の集い 報告 青年部長 小田切 崇	3
関プロ報告 関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会 会長 青年部会相談役 長坂 治	3

特集 2040プロジェクト

・2040プロジェクトとは プロジェクトリーダー 進藤哲雄	4
-------------------------------	---

・山梨建築設計4団体 2040プロジェクト実行委員会 活動実績	5
・2040プロジェクト ステップ4 コロナ禍の中の建築士 風の道 山梨県建築士会編集委員会 山根健司	6・7
県からのお知らせ	9・10
事務局よりお知らせ	11

令和3年度

通常総会議事録

一般社団法人 山梨県建築士会

令和3年5月28日(金)10時30分より甲府市丸の内1-13-7、山梨県建設会館3階研修室において、令和3年度通常総会を正会員1,021名中569名(委任状519名 出席者50名)の出席を得て開会した。

(総会は、一般社団法人山梨県建築士会 定款第22条の規定により、正会員の3分の1以上(341名)に達したので開会は有効とする。)

はじめのことばを副会長 渡辺 譲君が述べ、物故会員の黙祷を行い、会長あいさつを会長 雨宮 健一君が述べた。

続いて、各支部より推薦された甲府支部 小田切 崇君他8名に対し会長より感謝状と記念品の贈呈が行われた。

次に、来賓6名を紹介し、飯野 照久 山梨県県土整備部技監、佐野 晃通 甲府市まちづくり部施設整備室室長より祝辞をいただき、次に、公益社団法人日本建築士会連合会の 近角 眞一 会長からの祝電を披露し、議事に入る。

議事に入る前に、一般社団法人 山梨県建築士会 定款第20条の規定により、会長 雨宮 健一君が議長となる。

続いて議長より定款第24条第2項の規定により、議長が議事録に署名する旨を説明し、承諾を得た。

議事に入り、第一号議案「令和2年度事業報告承認の件」並びに第二号議案「令和2年度収支決算報告承認の件」の両議案を一括上程し事務局より説明があった後、監事の 初鹿 和久君より「厳正且つ適正に処理されている」旨の監

査報告がなされ、議長が議場に諮ったところ全員異議なき旨の声があり、承認可決された。

次に、第三号議案「令和3年度事業計画報告の件」並びに第四号議案「令和3年度収支予算報告の件」の説明が事務局より行われ全員異議なく原案通り承認された。

次に、第五号議案「令和3年度終身会員の同意の件」について事務局より、理事会で選出された終身会員について同意を求めたところ、全員異議なく承認され、議長は議事進行に対する協力を謝して議長席を降りる。

その他としての議題、意見、質問等は特になかった。

議事が終わり、副会長 望月 雄二君がおわりのことばを述べ、ここに令和3年度通常総会は、11時30分盛会裡に無事閉会した。

令和3年度 感謝状贈呈者氏名 (敬称略)

氏名	所属支部
小田切 崇	甲府支部
山根 健司	甲府支部
米山 正仁	中巨摩支部
中村 憲史	塩山支部
松坂 裕二	石和支部
保坂 利彦	市川支部
該当者なし	身延支部
該当者なし	韮崎支部
渡邊 三雄	北富士支部
田代 賢司	大月支部
尾曲 章	都留支部

第4回 山梨県建築士の集い 報告

青年部長 小田切 崇

去る2月27日に第4回山梨県建築士の集いをYouTubeのライブ配信で開催いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンラインでの「集わない集い」となりました。「地域実践活動報告」と「リノベーションから始まるコミュニティ・デザイン」と題したパネルディスカッションを行い、画面を通してではありますが学ぶ機会を設ける事ができました。視聴参加していただいた方々には、コメント欄を通じてコミュニケーションをとっていただきましたが、オンライン特有のタイムラグも発生し、会場との一体感といったものの難しさを感じました。ただ、会場に足を運ばずとも参加できるという気軽さにより、これまで参加した事のなかった方々にも大勢視聴していただく事に繋がり、アンケートにおいてもこのような開催だったら次回も参加したいといった意見もあり、一定の評価ができるのではと感じています。皆様、参加ご視聴ありがとうございました。(※1)

この取組について6月19日に行われた、関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会茨城大会の第1分科会において山梨県の活動として発表(※2)させていただきました。この大会もコロナ禍を考慮しオンラインでの開催となり、それに伴い発表者も茨城に行く事はせず、山梨から制作した動画

を発表する形式となりました。長野県には遠く及びませんでした。新潟県と同点でなんと「銀メダル」をいただきました。薄っぺらな内容を動画制作でしっかりカバーした事が功を奏したと思いますが、評価していただいた事を素直に受け取り今後には活かしていきたいと思っております。また第2分科会でも各都県のご当地弁当+建築を題材に動画を制作し披露いたしました(※3)。時間がない中でまとめていく作業はとても大変でしたが、見応えのある動画となっていますので、大会に参加されなかった方も下記URLからご視聴ください。

まだ先が見えない状況ではありますが、できる事を模索し今後も「集い」を継続していけるよう青年部活動を前進させてまいります。ご興味がある方は是非青年部に気軽に声をかけてください!宜しく願い致します。



※1(第4回山梨県建築士の集い)

https://www.youtube.com/watch?v=k_U7bYfMbvQ



※2(第1分科会 発表動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=KjwEIV7gPPYw>



※3(第2分科会 発表動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=EmpJJdzgyRc>



関ブロ報告

関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会 会長 長坂 治
青年部会相談役

令和3年度、関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会(以下、関ブロ青年協)茨城大会が、コロナウイルス感染症の感染拡大の社会情勢から一年繰り越され、対面での大規模イベントが自粛される中、内容も大きく変更され、YouTube(説明?)とzoom(説明?)を組み込んだオンライン中継により6月19日に開催されました。

茨城県水戸市のホテルの一室をメイン会場に、10都県からの中継や録画を合わせて、朝10時から6時間の長丁場、今までの開催と遜色ない、1・2・3の各分科会を実行しました。

山梨からは、第1分科会で「集いの殻を破ってみた!」、第2分科会で「よっちゃばれ! 甲府鳥もつ煮と甲州ワイン」、どちらも動画制作を、青年部の皆さんで大会前の忙しい中に作り上げたものが発表されました。当日はサテライト会場から、中継と視聴を行い、ここではいつもよりは少人数ながら交流の機会にもなりました。

関ブロの醍醐味である大懇親会や、街歩きなどを実行する

ことは出来ませんでした。メインのYouTube中継に映し出すためのzoomとは別に、zoomで各都県建築士が顔を合わせ対話できる機会も設けられ、コロナ禍での新たなコミュニケーションのあり方への提起と言える大会であったと感じます。

この茨城大会から、来年度の長野大会までの1年間、関ブロ青年協会会長を山梨県が当番年度であり、青年部会の皆様から多大な後押しをいただき、今期の青年協の活動の目的や内容、運営体制人事などを10都県の青年協理事の皆様との協力のもと、発表させていただきました。

長野大会は通常開催を目指しますが、今年茨城大会で提起されたスタイルは、良い面は今後にも大きな影響となり、大会のあり方も変化していくと感じます。この変化の機会に、関ブロだけでなく、県内建築士の様々な活動や、連合青年委員会とともに、より良い社会に貢献できる青年協を目指してスタートできたことに感謝申し上げ、関ブロの報告とさせていただきます。

2040プロジェクトとは

プロジェクトリーダー 進藤 哲雄

ちょうど10年前、リニア新幹線が山梨を通ることが確定して、地域山梨が大きく変わる事が予想され、まちづくりの論議も盛んでした。リニア駅と甲府市中心市街地とのアクセスが話題の中心でしたが、もう少し長期的な山梨全体のまちづくり計画が必要だろうと、建築士会を含む建築設計4団体（建築士会、建築設計協会、建築士事務所協会、建築学会山梨支所）で合同プロジェクトを立ちあげて、対応しようという事になりました。

様々な都市計画プランや市町村の総合計画に携わらせていただいた経験から、山梨には継続的に研究や提言をする組織が無く、大学にも建築や都市計画専門の研究室が無く、どうしても提案や研究が単発的で継続性に欠けることから、山梨の30年後を考え、30年後まで提案を続けるという意味を込めて、「**2040プロジェクト**」と大風呂敷を広げ活動を始めました。

活動は20数名で2週間に一度会議を開き、今までに成果品としての冊子を5冊発表して来ました。

ステップ1としてリニア駅からのアクセスを研究し、**ステップ2**として県都甲府の中心街の活性化をテーマに、**ステップ3**では甲府盆地全体を河川都市軸を設定して総合的に考えました。そしてステップ2では甲府市のまちづくりコンペティションで採択された「オリオンイースト・グリーンリノベーション」、甲府中心街の路地オリオンイーストをプランター緑化し、自分たちで舗装にレンガ模様のプリンティングを施すという活動を行いました。そしてその延長線上に**ステップ3.5**「ブドウ緑化で中心街の活性化」を発表し、中心街の何ヵ所かにブドウプランターの設置、県防災会館前テラスにぶどう棚の設置（今年度にはブドウがなると思います）を行いました。

ステップ3.5までの活動を通じて、私達が考えている山梨の将来像がなんとなく見えて来た時の、コロナ騒動です。しかし、このコロナ禍を前向きにとらえると、今まで考えて来た2040年の山梨の将来像のイメージが東京首都圏への一極集中の対局として浮かび上がって来ました。そこで、**ステップ4**では「ウィズコロナの時代 山梨は何をすれば良いのか」をまとめました。要旨は山梨の良さを生かした首都圏では実現できない新しい生活を、移転、移住、誘致を通じて実現を目指すというものです。これを、山梨を生活基盤とする私達建築士が中心になって、推し進めたいと思っています。

2040プロジェクトは前年から**MAP2040プロジェクト**（2040年の地図を示す）として、より広範囲な人々の協力をお願いしながら、活動を行っていきたいと思っていますので、「まちづくり」に興味のある方は、是非山梨県建築士会事務局までご連絡ください。



山梨建築設計4団体2040プロジェクト実行委員会 活動実績



- 平成23年11月 山梨建築設計4団体2040プロジェクト実行委員会発足
- 平成25年4月 2040プロジェクト・ステップ1 提案 冊子発行
(提案内容:リニア駅からのアクセス方法やアクセスルートについて)
- 平成25年4月 シンポジウム「やるならいまずら」開催 ステップ1発表
場所:県立文学館

- 平成25年11月 スペインマドリッド研修旅行 壁面緑化カイシャフォーラム、
マドリッドリオ河川公園視察

- 平成26年3月 「まちづくり座談会」ワークショップ開催
甲府市中心街活性化について

- 平成26年6月 2040プロジェクト・ステップ2 提案 冊子発行
(提案内容:甲府市中心街活性化「世界一美しい市街地へ」)

- 平成26年7月 シンポジウム「コピッとやるじゃんけ!」ステップ2発表
甲府市中心街活性化 開催 場所:県立文学館
ゲスト 戸田奈津子



カイシャフォーラム



マドリッドリオ

- 平成27年1月~3月 甲府市中心街ストリート再生事業、オリオンイーストグリーン
リノベーション事業実施、甲府市、中央商店街

- 平成28年9月 2040プロジェクト・ステップ3 提案 冊子発行
(提案内容:リニア新駅と甲府駅を結ぶ複合的要素を持つ都市軸の創設)

- 平成28年9月 シンポジウム「+山梨元氣」
ステップ3発表 場所:県立図書館

オリオンイースト
グリーンリノベーション

- 平成28年11月 イタリア研修旅行
ミラノ垂直の森(ベランダ緑化マンション)
フィレンツェアンティノリワイナリー視察

- 平成30年6月 2040プロジェクト・ステップ3.5 提案 冊子発行
(提案内容:ぶどうによる甲府市中心街活性化計画)

- 平成30年5月 ぶどう緑化協議会発足
(メンバー:2040プロジェクト実行委員会、県、
甲府市、甲府商工会議所、山梨大学、山梨県立大
学、造園建設業協会)以降3回協議会開催



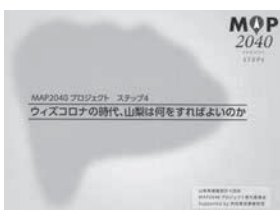
垂直の森

- 平成30年11月 シンポジウム「ぶどう緑化で未来を話そう」開催
ステップ3.5発表

- 場所:甲府市役所1F 市民活動室
- 令和1年6月 北欧スウェーデン、フィンランド研修旅行
森の墓地、アールトの建築研修



アンティノリワイナリー



- 令和3年5月 MAP 2040プロジェクトステップ4 冊子発行

「ステップ4」ウィズコロナの時代、山梨は何をすればよいのか

● ステップ1からステップ3.5まで

2040プロジェクトはこれまで以下の4つの段階を経てステップ4に至っています。

STEP1 リニア駅からのアクセス方法やアクセスルート

STEP2 甲府市中心市街地活性化について

STEP3 リニア駅と甲府駅を結ぶ複合要素を持つ都市軸の創設

STEP3.5 ぶどうによる甲府市中心市街地活性化計画

● ステップ4



● ステップ4の取組

以上を踏まえて、ステップ4からは標題も新たにMAP2040として取り組みが進んできています。

ステップ3.5以後、プロジェクト会議でもコロナ感染拡大の状況を見つめ、仕事・生活のあり方に変化が起きていることなどが話し合われ、コロナ後に向けて、山梨のまちづくりは何をすればよいのか検討する会議が続きました。コロナでの変化を見つめ考えるものの、実際に取り組むべきことは、コロナに限らず、山梨に何が求められていて何を指すべきか、考えていくためのプロセスや、方向性を確かめる機会となっています。

そして、ステップ4はこの冊子にまとめられ、市民・行政と連携して「ランドデザイン=ビジョン」づくりができるように、明るい山梨の将来地図を現実のものにしていくために、スタートが切られた状況といえます。

● 状況・分析



● 状況・分析

まずは状況を踏まえ、「山梨に求められるもの」を割り出すなどを、「ウィズコロナにおける山梨の状況・分析」にまとめ、次にこれからの山梨の目指すべき1つの方向性を「緑の中の新しい生活」と示し、ランドデザインの方向性を確認しています。

● モデルプラン指針



● モデルプラン指針

そのビジョンを具体的なプランとして提案することの必要性から、モデルプランをまとめるための指針を「山梨モデルプラン指針」としてまとめ、それぞれのプランが将来の山梨にとってより良い提案になることを目指しています。

● エリア特質の抽出



● エリア特質の抽出

山梨も甲府盆地・富士北麓・八ヶ岳南麓のように、それぞれ自然環境・生活インフラ・交通アクセスなど、地域毎に様々な特徴があります。山梨を様々な面でエリア分けし、それぞれの特徴を掴むことで、モデルプランの提案ができる。これを「山梨のエリア特質の抽出」としてまとめました。

●モデルプラン（移転）（1）（2）（3）



● やまなしモデルプランの提案

情況分析、目指すべき方向性、エリア特質の抽出を精査し、移転・移住・誘致にしばった3つの項目に対して、具体的な提案を9つのモデルプランとしてまとめています。

●モデルプラン（移転）（1）（2）（3）

「働く場所、企業立地の場所としての山梨（移転）」

(1)眺望を生かしたブランディング向上型 (2)環境協調サステイナブル型 (3)既存ビルリノベーション型の3タイプについて山梨の景観や地域特性に合ったオフィスのモデルプランを提案しています。

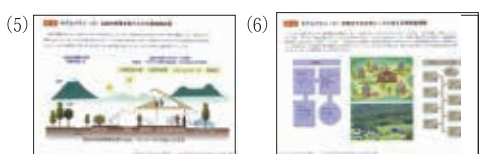
●モデルプラン（移住）（4）（5）（6）



●モデルプラン（移住）（4）（5）（6）

「生活を見直し住み込む場としての山梨（移住）」

(4)山梨の特質を取り入れた環境順応型 (5)多様化するニーズに応える目的重視型 (6)空き家民家リノベーション型の3タイプについて、住環境や住まい方について提案しています。

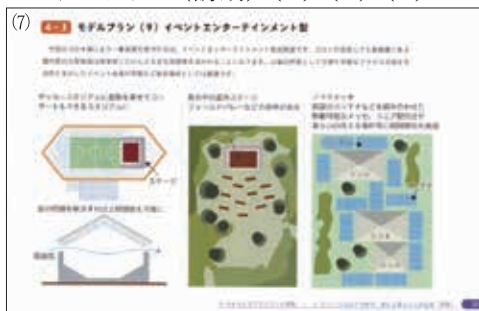


●モデルプラン（誘致）（7）（8）（9）

「ウィズコロナの時代、楽しむ場としての山梨（誘致）」

(7)マイクロツーリズム個別宿泊型 (8)食と自然を楽しむレストラン型 (9)イベントエンターテイメント型の3タイプについて、山梨の環境、文化・特性を生かしたライフスタイルについて提案しています。

●モデルプラン（誘致）（7）（8）（9）



●ネットワーク組織イメージ図

上記のビジョンやプランを具現化するため、「官民一体のネットワーク組織の構築で具現化へ」として、官民多くの県民が山梨の将来を考えることで、より実践的にすることを目指していることがまとめられています。

最後に、2040プロジェクトではウィズコロナ時代の新しい日常、アフターコロナに向けた社会マインドの変化を山梨のグランドデザイン構築のチャンスと捉え、この「MAP2040ステップ4」において「職・住・遊」の視点からモデルプランの一例を提案し、「やまなしスタイル」の発信をしていきたいと考えています。



これを具現化するには、官民間わず様々な関係機関、諸団体と連携し情報を共有し一元化することが必要だと考え、ネットワーク組織の立ち上げを進めています。

●ネットワーク組織イメージ図



2040年の山梨の地図を描く第一歩が「MAP2040ステップ4」です。建築士会の会員皆様のアイデアとご協力をお待ちしています。



<http://www.yksekkei.org/2040project/>
詳しい資料やご案内などは、こちらのURLまたはQRコードから御覧ください。

次号以降に、ステップ1ほかについて取り上げていきます。

これは、とあるひと夏の物語。

あれは、蟬の声響く暑い夏だった。初夏の頃、仕事関係の方からハンディサイズの太陽光発電パネルとバッテリー（以下、太陽光セット）を購入した。

早速、太陽光セットを何に活用できるか色々と思案したところ、「エアコンを使わずに暑い夏を過ごせるか」と考えた。事務所の作業部屋と会議室の窓を開けると、南から東に向かって風が事務所内を抜けていく。風の流れをさらによくするために扇風機を付け、その電源として、太陽光セットを利用する。防災用とか、野外での活用も良いが、貴重な電力確保として連続的利用が良いと考えた。

それでは、実験開始。まずは、使用機器について。『ナノ発電所セット（太陽光発電パネル12V 40W、バッテリー75,000mAh）』。扇風機は、消費電力の少ないDCモーター仕様。バッテリーと扇風機電源を繋げるために、DC 12V→AC 100V変換インバーター。

いざ始めてみると、意外と快適♪室内温度を観察してみる。気温35℃くらいになっても、部屋の中に風が流れていると割合に暑さが和らぐ。気温35℃の時に冷房を付けてみた。設定は30℃。スイッチオン・・・あれ？なんだか暑くなってきた？設定温度を下げてみる。29℃、まだ暑い。28℃、少し涼しくなってきた。なぜ、冷房を付けた方が暑くなるんだ？一旦、冷房を停止し、窓を開け、風を通してみる。部屋の中の温度は35℃に戻ったが、体感としては、こちらの方が心地よい。そして、また冷房を付けてみた。やはり設定温度を下げないと、暑い。何度か繰り返す内に、一つの変化に気が付いた。それは湿度である。それまで、25%くらいだった湿度が、冷房を付けると共に上がり始め、50%程度になる。冷房を止め窓を開けると、また20%台に下がる。こんなにも湿度の変化があるものなのか？温湿度計が壊れているのでは？新たに1台、温湿度計を購入した。これまで使っていたものがアナログ式。新たなものはデジタル式。2つの温湿度計を並べて観察してみる。結果は、温度、湿度共にほぼ同じ数値を示した。やはり、湿度の大きな変化が起きていた。では、温度が下がると、なぜ湿度が上がるのか？調べると、『飽和水蒸気量』というワードが出てきた。飽和水蒸気量とは、1m³の空間に存在できる水蒸気質量を表したもので、気温が高いほど飽和水蒸気量が大きく、空気中により多くの水蒸気を含むことができる。つまり、同じ水蒸気量でも、気温が上がると空気と水蒸気の比率が変化し、湿度が下がっていく。学生時代に習ったと思うがすっかり忘れていた。

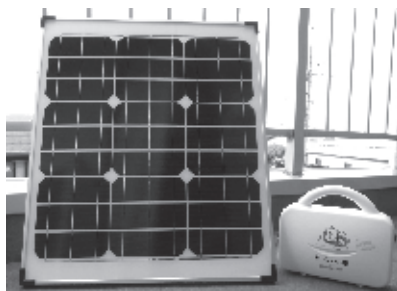
不快指数DI(=0.81T+0.01H×(0.99T-14.3)+46.3 [T:乾球気温℃、H:湿度%])で算定すると、①気温35℃ 湿25%時にDI値79.7、②気温30℃湿度55%時にDI値79.1とほぼ同値となる。体感温度は、『ミスナールの計算式(改良版)』で

算定でき、同じ条件時に①風速2m/s、②0m/sで、体感温度①②共に27.1℃となるが、風を感じる分、窓を開けた方が心地よく感じた。

この調子で、さらに実験継続。風の通りをよくするために窓の開度調整や、扇風機の向きや高さを変え色々試してみた。扇風機とバッテリーの電圧電流値が、ほぼ同値だったので、インバーターなしで接続してみたところ効率が上がり、朝から夜までバッテリーのみで稼働し、その結果、電気使用量も減り、春や秋など陽気の良い時期と同じくらいの電気料金となった（この生活を続けられれば、通算8か月くらいで設備投資回収出来る計算）。また、この実験の一つの利点として冷房を使わないためか、体調が良かった。いわゆる冷房病による“だるさ”が出ない。自分の感覚では、37～38℃辺りまでは冷房を付けずとも、我慢できないほどの暑さを感じなかったが、適度に汗を掻くのでビールが一層旨かった。

そんな時、甲府の気温はいよいよ40℃を超えた。40℃はさすがに暑い！それでも、この暑さに耐えられるか実験を続けた。扇風機の前には、冷凍庫で凍らせたペットボトルを置き、少しでも冷風が来るよう工夫したが、それでも汗が吹き出し、机の上の図面がシナシナになった。少し意地になりながら仕事を続けていると、パソコンのファンが唸っていることに気が付いた。処理速度も重い。パソコンの使用環境を調べると、『5～35℃』。人間よりパソコンの方が先に根を上げてしまった。他の電化製品の使用環境も調査。テレビ『0～40℃』、扇風機『0～40℃』、複合機(ゼロックス)『10～32℃』、インクジェットプリンター『10～35℃』。特に仕事で使用する機器の使用温度上限が低い。職場では、空調による温度管理が必然となるのか。結局、パソコンが壊れることを避け、この実験は突然の幕を閉じた（甲府の過去気象データによれば、40℃を超えた年は、実験年を含め、実験年の5年後と9年前の3回）。その後、調子に乗って、ナノ水力発電実験も行ったが、その話しはまたの機会に。

『風の道』、実験を通じて初めて実感することが多かった。環境負荷やエネルギー問題、そして、昨今ではコロナ禍での換気など、現代を生きる私たちにとって、改めて『風の道』、そして『光の道』や『水の道』など、『自然の力』を考えることが重要なのだと感じる。



県からのお知らせ

山梨県県土整備部建築住宅課

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html>

◆木造住宅の耐震化に関する補助制度が変わりました◆

県では、木造住宅の耐震化を促進するため、会員の皆様のご協力を頂きながら、平成23年度より「耐震啓発ローラー作戦」を実施し、延べ2万戸を超える戸別訪問を実施して参りました。

しかしながら、依然として、改修工事に対する費用負担や煩わしさから耐震改修を実施しない所有者が多く、このままでは所有者の安全確保だけではなく、地域住民の救助・防災活動にも支障を来しかねない状況となっております。

そこで、今年度から、低コスト工法を活用した場合の割増補助制度の創設や建替え工事を補助対象にするなど、耐震改修工事等に対する補助制度の拡充を行いました。

また、昨年度から、耐震診断を実施したものの、耐震改修に至っていない木造住宅の所有者を対象とした戸別訪問も実施しており、会員の皆様には、積極的に耐震化の必要性や新しい補助制度の周知を行って頂き、安全・安心なまちづくりの実現に向けてご協力をお願いします。

◇補助制度の概要

令和2年度まで

「わが家の耐震診断」支援事業

- 補助対象
 - ・昭和56年5月以前に着工した住宅
 - ・一戸建て 木造在来工法 2階建て以下
- 補助限度額・補助率
 - ・45,840円、所有者負担なし

耐震改修設計支援事業

- 補助対象
 - ・耐震診断の総合評点0.7未満
- 補助対象経費
 - ・耐震改修設計費
 - ・耐震改修工事費

- 補助限度額・補助率
 - ・改修設計 200千円、2/3
 - ・改修工事 450千円、2/3
- 低コスト工法割増補助なし

耐震シェルター設置支援事業

- 補助対象
 - ・耐震診断の総合評点0.7未満
 - ・高齢者等世帯又は東海地震の想定震度6強以上の地域
- 補助限度額・補助率
 - ・240千円、2/3

令和3年度から

木造住宅耐震診断支援事業

- 補助対象
 - ・昭和56年5月以前に着工した住宅
 - ・一戸建て 木造在来工法 2階建て以下
- 補助限度額・補助率
 - ・45,840円、所有者負担なし

木造住宅耐震改修等支援事業

- 補助対象
 - ・耐震診断の総合評点1.0未満
- 補助対象経費
 - ・「耐震改修設計＋工事費」
 - ・「建替え設計＋建替え工事費」
 - ※ 設計と工事のパッケージ型の支援となります。
 - ※ 建替え工事の場合、耐震改修工事相当額が補助対象限度額となります。
- 補助限度額・補助率
 - ・1,000千円、工事費の80%
- 低コスト工法割増補助
 - ・200千円（定額）

耐震シェルター設置支援事業

- 補助対象
 - ・耐震診断の総合評点0.7未満
 - ※世帯要件、地域要件は撤廃
- 補助限度額・補助率
 - ・240千円、2/3

※ 補助制度の有無や補助金額の上限など、市町村によって異なる場合がございますので、補助制度の詳細については、市町村にお問い合わせください。

◆建築物省エネ法の改正について◆

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布され、令和元年11月16日に一部が施行されていたところですが、令和3年4月1日から全面施行となりました。

◇改正の概要

■中規模建築物に対する措置

- ・ 非住宅建築物の省エネ基準への適合義務制度の対象を300㎡以上に拡大。
- ※改正前は2,000㎡以上の大規模建築物のみが適合義務制度の対象でした。
- ※建築確認申請や完了検査時に省エネ基準への適合が審査(省エネ適判)・検査されます。

■小規模建築物に対する措置

- ・ 省エネ基準への適否について、建築士から建築主へ説明することを義務化。
- ※省エネ基準に適合しない場合、省エネ性能確保の措置について、建築主への説明が必要となります。
- ※説明に用いた書面は、建築士法において、建築士事務所の保存図書として位置づけられているため、報告徴収や立入検査を行う際に確認の対象となります。
- ※住宅や店舗など基本的にすべての用途が対象となります。(法第18条に規定する建築物又は10㎡以下の建築物の新增改築は適用除外となります)
- ※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して、購入者・賃借人への説明を義務付けるものではありません。

	非住宅	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	適合義務制度	届出義務制度
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)	中規模建築物を 適合義務対象に追加	
小規模 (300㎡未満)	建築士から建築主への説明義務制度を創設	

■その他

- ・ 届出時に適合性判定に準ずる書面として省令で定める書類(住宅品確法に基づく設計住宅性能評価書、BELS評価書、その他規則第13条の2第1項に規定する評価の結果)のいずれかを添付し提出する場合の届出の期限が、工事着手の3日前までに短縮されました。
- ※通常は、工事着手の21日前までに提出が必要となります。
- ※届出時に適合性判定に準ずる書面として省令で定める書類を提出する場合、当該評価書等及び届出対象に該当していることが判断できる図書を添付すれば、省エネ計算に係る図書や設備図等の詳細な図面等は省略することができます。

◆定期報告制度について◆

建築基準法第12条の規定に基づく特定建築物等の定期報告の令和3年度の対象建築物は次のとおりです。

- ① 劇場、映画館、演芸場
- ② 病院、診療所、児童福祉施設等
- ③ 学校、体育館
- ④ 百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店、物品販売業を営む店舗など
- ⑤ 事務所その他これらに類するもの

※建築設備、防火設備については、毎年、報告を行う必要があります。

また、ブロック塀等や看板についても特定建築物の調査項目として、安全性を確認することになっていますので、確実に点検を行っていただき、安全性が確認できない場合は、所有者又は管理者に対して適切な助言をお願いします。